

令和 8 年 6 月 滑 川 市 議 会 定 例 会 議 案

議案第21号

令和8年度滑川市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度滑川市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 303,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,464,458 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		5,276,207		5,276,207
	1 市 民 税	2,081,400		2,081,400
	2 固 定 資 産 税	2,874,435		2,874,435
	3 軽 自 動 車 税	114,154		114,154
	4 市 た ば こ 税	206,218		206,218
2 地 方 譲 与 税		103,200		103,200
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	23,000		23,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	75,000		75,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	5,200		5,200
3 利子割交付金		8,000		8,000
	1 利 子 割 交 付 金	8,000		8,000
4 配当割交付金		30,000		30,000
	1 配 当 割 交 付 金	30,000		30,000
5 株 式 等 譲 渡 所得割交付金		30,000		30,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	30,000		30,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		80,000		80,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000		80,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		800,000		800,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	800,000		800,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		1		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1		1
9 地方特例交付金		45,000		45,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	45,000		45,000
10 地 方 交 付 税		2,500,000		2,500,000
	1 地 方 交 付 税	2,500,000		2,500,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,300		2,300
	1 交通安全対策特別交付金	2,300		2,300

(単位：千円)

12 分担金及び負担金		19,054		19,054
1 負担金		19,054		19,054
13 使用料及び手数料		192,072		192,072
1 使用料		166,251		166,251
2 手数料		25,821		25,821
14 国庫支出金		2,419,052	135,435	2,554,487
1 国庫負担金		1,915,428		1,915,428
2 国庫補助金		495,119	132,435	627,554
3 委託金		8,505	3,000	11,505
15 県支出金		1,403,807	13,600	1,417,407
1 県負担金		768,509		768,509
2 県補助金		572,188	13,600	585,788
3 委託金		63,110		63,110
16 財産収入		28,489		28,489
1 財産運用収入		16,479		16,479
2 財産売却収入		12,010		12,010
17 寄附金		1	100	101
1 寄附金		1	100	101
18 繰入金		1,344,755	200	1,344,955
1 特別会計繰入金		7,524		7,524
2 基金繰入金		1,337,231	200	1,337,431
19 繰越金		200,000	108,103	308,103
1 繰越金		200,000	108,103	308,103
20 諸収入		370,582	2,000	372,582
1 延滞金、加算金及び過料		2,000		2,000
2 市預金利子		1		1
3 貸付金元利収入		250,142		250,142
4 雑入		118,439	2,000	120,439
21 市債		308,800	43,700	352,500
1 市債		308,800	43,700	352,500
歳入合計		15,161,320	303,138	15,464,458

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		165,005		165,005
	1 議 会 費	165,005		165,005
2 総 務 費		1,892,764	7,416	1,900,180
	1 総 務 管 理 費	1,507,361	7,416	1,514,777
	2 徴 税 費	176,895		176,895
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	84,502		84,502
	4 選 挙 費	6,598		6,598
	5 統 計 調 査 費	8,426		8,426
	6 監 査 委 員 費	11,723		11,723
	7 バ ス 運 行 費	97,259		97,259
3 民 生 費		6,029,318	77,146	6,106,464
	1 社 会 福 祉 費	2,698,825	72,129	2,770,954
	2 児 童 福 祉 費	3,184,640	5,017	3,189,657
	3 生 活 保 護 費	145,853		145,853
4 衛 生 費		1,218,469	33,915	1,252,384
	1 保 健 衛 生 費	770,314	100	770,414
	2 清 掃 費	448,155		448,155
	3 上 水 道 費	0	33,815	33,815
5 労 働 費		29,899		29,899
	1 労 働 諸 費	29,899		29,899
6 農 林 水 産 業 費		501,974	17,217	519,191
	1 農 業 費	294,742	4,500	299,242
	2 農 地 費	120,326	5,600	125,926
	3 林 業 費	17,523		17,523
	4 水 産 業 費	69,383	7,117	76,500
7 商 工 費		805,112	29,370	834,482
	1 商 工 費	805,112	29,370	834,482

(単位：千円)

8 土 木 費		1, 553, 902	132, 674	1, 686, 576
	1 土 木 管 理 費	69, 769		69, 769
	2 道 路 橋 梁 費	532, 533	79, 378	611, 911
	3 河 川 費	2, 254	12, 000	14, 254
	4 都 市 計 画 費	828, 015	41, 296	869, 311
	5 住 宅 費	121, 331		121, 331
9 消 防 費		515, 799	3, 000	518, 799
	1 消 防 費	515, 799	3, 000	518, 799
10 教 育 費		1, 530, 748	2, 400	1, 533, 148
	1 教 育 総 務 費	533, 032	2, 200	535, 232
	2 小 学 校 費	391, 003		391, 003
	3 中 学 校 費	119, 096	200	119, 296
	4 社 会 教 育 費	288, 763		288, 763
	5 保 健 体 育 費	198, 854		198, 854
11 公 債 費		898, 329		898, 329
	1 公 債 費	898, 329		898, 329
12 諸 支 出 金		1		1
	1 諸 費	1		1
13 予 備 費		20, 000		20, 000
	1 予 備 費	20, 000		20, 000
歳 出 合 計		15, 161, 320	303, 138	15, 464, 458

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	除雪対策事業費	37,000

第3表 地方債補正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児 童 福 祉 事 業	1,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	借入れ先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
河 川 整 備 事 業	5,000		(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
道 路 橋 梁 事 業	140,300	177,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	5,276,207		5,276,207
2 地方譲与税	103,200		103,200
3 利子割交付金	8,000		8,000
4 配当割交付金	30,000		30,000
5 株式等譲渡所得割交付金	30,000		30,000
6 法人事業税交付金	80,000		80,000
7 地方消費税交付金	800,000		800,000
8 環境性能割交付金	1		1
9 地方特例交付金	45,000		45,000
10 地方交付税	2,500,000		2,500,000
11 交通安全対策特別交付金	2,300		2,300
12 分担金及び負担金	19,054		19,054
13 使用料及び手数料	192,072		192,072
14 国庫支出金	2,419,052	135,435	2,554,487
15 県支出金	1,403,807	13,600	1,417,407
16 財産収入	28,489		28,489
17 寄附金	1	100	101
18 繰入金	1,344,755	200	1,344,955
19 繰越金	200,000	108,103	308,103
20 諸収入	370,582	2,000	372,582
21 市債	308,800	43,700	352,500
歳入合計	15,161,320	303,138	15,464,458

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	165,005		165,005				
2 総務費	1,892,764	7,416	1,900,180	1,925		2,000	3,491
3 民生費	6,029,318	77,146	6,106,464	48,196	1,700		27,250
4 衛生費	1,218,469	33,915	1,252,384	33,815		100	
5 労働費	29,899		29,899				
6 農林水産業費	501,974	17,217	519,191	5,600			11,617
7 商工費	805,112	29,370	834,482				29,370
8 土木費	1,553,902	132,674	1,686,576	56,499	42,000		34,175
9 消防費	515,799	3,000	518,799	3,000			
10 教育費	1,530,748	2,400	1,533,148			200	2,200
11 公債費	898,329		898,329				
12 諸支出金	1		1				
13 予備費	20,000		20,000				
歳 出 合 計	15,161,320	303,138	15,464,458	149,035	43,700	2,300	108,103

2. 歳入

第 14 款 国庫支出金 第 2 項 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	76,712	132,435	209,147	1 総務管理費補助金	132,435	4 地域未来交付金 18,114 滑川イノベーション推進事業費 1,925 除雪対策事業費 16,189 5 地方創生臨時交付金 89,321 6 地域経済循環創造事業交付金 25,000
計	495,119	132,435	627,554			

第 14 款 国庫支出金 第 3 項 委託金

3 消防費委託金	0	3,000	3,000	1 消防費委託金	3,000	1 消防団の力向上モデル事業費 3,000
計	8,505	3,000	11,505			

第 15 款 県支出金 第 2 項 県補助金

2 民生費県補助金	216,910	9,500	226,410	1 社会福祉費補助金	2,000	12 富山型デイサービス施設支援事業費補助金 2,000
				3 老人福祉費補助金	7,500	1 ケアプランデータ連携システム導入事業費補助金 7,500

第 15 款 県支出金 第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金	145,220	4,100	149,320	1 農業費補助金	4,100	10 とやま型集落営農スマート農機導入事業費 3,000 11 農業用水路安全対策緊急整備事業費補助金 1,100
計	572,188	13,600	585,788			

第 17 款 寄附金 第 1 項 寄附金

2 衛生費寄附金	0	100	100	1 保健衛生費寄附金	100	1 保健衛生費寄附金 100
計	1	100	101			

第 18 款 繰入金 第 2 項 基金繰入金

8 教育のまちづくり事業 基金繰入金	0	200	200	1 教育のまちづくり事業 基金繰入金	200	1 教育のまちづくり事業基金繰入金 200
計	1,337,231	200	1,337,431			

第 19 款 繰越金 第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	200,000	108,103	308,103	1 繰越金	108,103	1 繰越金 108,103
計	200,000	108,103	308,103			

第 20 款 諸収入 第 4 項 雑入

1 雑入	118,439	2,000	120,439	2 コミュニティ助成金	2,000	1 安全安心なまちづくり事業費 2,000
計	118,439	2,000	120,439			

第 21 款 市債 第 1 項 市債

3 土木債	210,100	42,000	252,100	1 道路橋梁事業債	37,000	5 除雪機械整備費 37,000
				5 河川整備事業債	5,000	1 河川管理費 5,000
5 民生債	0	1,700	1,700	1 児童福祉施設整備事業債	1,700	1 子育て支援センター整備事業費 1,700
計	308,800	43,700	352,500			

3. 歳出

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
7 情報管理費	198,358	5,416	203,774	12 委託料	3,850	2 コンピュータ 管理運営費	1,566				1,566	市町村デジタル人材確保支援事業負担金
				18 負担金、補助及 び交付金		3 滑川イノベー ション推進事 業費	3,850	国庫支出金 1,925		1,925	情報伝達実証実験業務委託	
						計	5,416	1,925		3,491		
10 災害対策費	9,503	2,000	11,503	18 負担金、補助及 び交付金	2,000	4 安全安心なま ちづくり事業 費	2,000			諸収入 2,000		防災資機材整備補助
計	1,507,361	7,416	1,514,777				7,416	1,925		2,000	3,491	

第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	317,334	10,629	327,963	18 負担金、補助及 び交付金	10,629	13 社会福祉施設 等特別支援事 業費	10,629	国庫支出金 10,629				【物価高騰対策】 障害福祉、介護サービス事業者への支援
3 老人福祉費	1,210,639	61,500	1,272,139	12 委託料	7,500	16 老人福祉事務 費	7,500	県支出金 7,500				ケアプランデータ連携システム活用促進 業務委託

第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国庫支出金	地方債	その他			
				18 負担金、補助及び交付金	54,000	17 老人福祉施設等整備費補助金	4,000	県支出金 2,000			2,000	富山型デイサービス施設に対する入浴設備等改修補助	
						18 旧ゲートボール場再生事業費補助金	50,000	国庫支出金 25,000			25,000		屋内遊戯施設等整備補助
						計	61,500	34,500			27,000		
計	2,698,825	72,129	2,770,954				72,129	45,129			27,000		

第 3 款 民生費 第 2 項 児童福祉費

2 児童育成費	2,651,149	5,017	2,656,166	14 工事請負費	1,950	1 私立保育所等 運営事業費	3,067	国庫支出金 3,067				【物価高騰対策】 保育施設等への支援
				18 負担金、補助及 び交付金	3,067	6 地域子育て支 援センター運 営費	1,950		地方債 1,700		250	空調更新
						計	5,017	3,067	1,700		250	
計	3,184,640	5,017	3,189,657				5,017	3,067	1,700		250	

第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 保健衛生総務費	223, 884	100	223, 984	17 備品購入費	100	2 母子保健対策費	100			寄附金 100		母子保健事業用備品の購入
計	770, 314	100	770, 414				100			100		

第 4 款 衛生費 第 3 項 上水道費

1 上水道費	0	33, 815	33, 815	18 負担金、補助及び交付金	33, 815	1 水道事業会計繰出金	33, 815	国庫支出金 33, 815				【物価高騰対策】 水道事業会計負担金
計	0	33, 815	33, 815				33, 815	33, 815				

第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費

3 農業振興費	219, 893	4, 500	224, 393	18 負担金、補助及び交付金	4, 500	13 スマート農業機械等導入支援事業費	4, 500	県支出金 3, 000			1, 500	農業機械導入補助
計	294, 742	4, 500	299, 242				4, 500	3, 000			1, 500	

第 6 款 農林水産業費 第 2 項 農地費

1 農地費	54, 891	4, 100	58, 991	10 需用費 消耗品費 14 工事請負費	100 100 4, 000	3 農業用施設等整備費	4, 100	県支出金 1, 100			3, 000	農業用水路安全対策等
----------	---------	--------	---------	----------------------------------	----------------------	----------------	--------	----------------	--	--	--------	------------

第 6 款 農林水産業費 第 2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
2 農業集落排水事業費	65,435	1,500	66,935	18 負担金、補助及び交付金	1,500	1 下水道事業会計繰出金	1,500	国庫支出金 1,500				【物価高騰対策】 下水道事業会計負担金
計	120,326	5,600	125,926				5,600	2,600			3,000	

第 6 款 農林水産業費 第 4 項 水産業費

2 水産業振興費	9,948	7,117	17,065	18 負担金、補助及び交付金	7,117	1 漁業振興事業費	7,117				7,117	漁業施設整備補助
計	69,383	7,117	76,500				7,117				7,117	

第 7 款 商工費 第 1 項 商工費

6 深層水振興費	14,532	29,370	43,902	14 工事請負費	29,370	1 深層水分水施設管理費	29,370				29,370	アクアポケットB C膜設備設置
計	805,112	29,370	834,482				29,370				29,370	

第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
2 道路橋梁維持費	221, 008	69, 378	290, 386	12 委託料	32, 378	3 除雪対策事業費	69, 378	国庫支出金 16, 189	地方債 37, 000		16, 189	除雪管理システムの導入 除雪機械の購入
				17 備品購入費	37, 000							
3 交通安全施設費	46, 090	10, 000	56, 090	14 工事請負費	10, 000	1 交通安全施設整備費	10, 000				10, 000	
計	532, 533	79, 378	611, 911				79, 378	16, 189	37, 000		26, 189	

第 8 款 土木費 第 3 項 河川費

1 河川費	2,254	12,000	14,254	14 工事請負費	12,000	1 河川管理費	5,000		地方債 5,000			
						2 河川改良費	7,000				7,000	
						計	12,000		5,000		7,000	
計	2,254	12,000	14,254				12,000		5,000		7,000	

第 8 款 土木費 第 4 項 都市計画費

3 まちなか再生費	15,731	986	16,717	18 負担金、補助及び交付金	986	3 民間宅地開発事業補助金	986				986	
--------------	--------	-----	--------	-------------------	-----	------------------	-----	--	--	--	-----	--

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
5 下水道費	539, 472	40, 310	579, 782	18 負担金、補助及 び交付金	40, 310	1 下水道事業会 計繰出金	40, 310	国庫支出金 40, 310				【物価高騰対策】 下水道事業会計負担金
計	828, 015	41, 296	869, 311				41, 296	40, 310			986	

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

2 非常備消防費	42,945	3,000	45,945	12 委託料	3,000	1 消防団運営費	3,000	国庫支出金 3,000				消防団 P R 動画制作業務委託
計	515,799	3,000	518,799				3,000	3,000				

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

4 学校給食共同調理場費	141,307	2,200	143,507	14 工事請負費	2,200	2 学校給食共同調理場管理運営費	2,200				2,200	食缶・トレー洗浄機修繕工事
計	533,032	2,200	535,232				2,200				2,200	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

2 教育振興費	41,924	200	42,124	17 備品購入費	200	1 中学校教育振興推進費	200			繰入金 200		図書の購入
計	119,096	200	119,296				200			200		

議案第22号

令和8年度滑川市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度滑川市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度滑川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	水道事業収益	455,855 千円	3,889 千円	459,744 千円
第1項	営業収益	402,056 千円	815 千円	402,871 千円
第2項	営業外収益	53,799 千円	3,074 千円	56,873 千円
		支 出		
第1款	水道事業費用	423,491 千円	815 千円	424,306 千円
第1項	営業費用	395,855 千円	815 千円	396,670 千円

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

令和8年度滑川市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 水道事業収益			455,855 千円	3,889 千円	459,744 千円	
	1 営業収益		402,056	815	402,871	
		1 給水収益	390,056	△ 33,000	357,056	
		4 他会計負担金	0	33,815	33,815	
	2 営業外収益		53,799	3,074	56,873	
		4 雑 収 益	26,640	3,074	29,714	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 水道事業費用			423,491 千円	815 千円	424,306 千円	
	1 営業費用		395,855	815	396,670	
		4 総 係 費	63,987	815	64,802	

令和 8 年度滑川市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	3,777
減価償却費	149,168
賞与引当金の増減額（△は減少）	112
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	22
貸倒引当金の増減額（△は減少）	494
長期前受金戻入額	△ 19,667
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	22,558
固定資産除却額	11,101
未収金の増減額（△は増加）	△ 386
未払金の増減額（△は減少）	0
たな卸資産の増減額（△は増加）	9
小計	<u>167,187</u>
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 22,558
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>144,630</u>

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 356,368
工事負担金等による収入	<u>33,116</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 323,252

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	139,500
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	<u>△ 115,085</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,415

4 資金増加額（又は減少額） △ 154,207

5 資金期首残高 475,544

6 資金期末残高 321,337

令和8年度 滑川市水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	イ 土地		50,012		
	ロ 建物	58,065			
	減価償却累計額	<u>△ 47,217</u>	10,848		
	ハ 構築物	7,891,871			
	減価償却累計額	<u>△ 4,311,934</u>	3,579,937		
	ニ 機械及び装置	968,846			
	減価償却累計額	<u>△ 478,183</u>	490,663		
	ホ 車両及び運搬具	25,163			
	減価償却累計額	<u>△ 12,145</u>	13,018		
	ヘ 工具、器具及び備品	4,694			
	減価償却累計額	<u>△ 4,411</u>	283		
	ト 建設仮勘定		<u>27,500</u>		
	有形固定資産合計			4,172,261	
(2)	無形固定資産				
	イ 施設利用権		<u>38,572</u>		
	無形固定資産合計			<u>38,572</u>	
	固定資産合計				4,210,833
2	流 動 資 産				
(1)	現金預金			321,337	
(2)	未収金		39,425		
	貸倒引当金		<u>△ 538</u>	38,887	
(3)	貯蔵品			<u>2,734</u>	
	流動資産合計				<u>362,958</u>
	資産合計				<u><u>4,573,791</u></u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3	固定負債				
(1)	企業債				
	イ 建設改良等の財源に充てるための企業債		<u>1,391,694</u>	<u>1,391,694</u>	
	企業債合計				
	固定負債合計				1,391,694
4	流動負債				
(1)	一時借入金			0	
(2)	企業債				
	イ 建設改良等の財源に充てるための企業債		<u>116,993</u>		
	企業債合計			116,993	
(3)	未払金			30,001	
(4)	引当金				
	イ 賞与引当金		3,792		
	ロ 法定福利費引当金		<u>759</u>		
	引当金合計			<u>4,551</u>	
	流動負債合計				151,545
5	繰延収益				
(1)	長期前受金			1,208,322	
	収益化累計額			<u>△ 780,076</u>	
	繰延収益合計				<u>428,246</u>
	負債合計				<u>1,971,485</u>
		資本の部			
		千円	千円	千円	千円
6	資本金				1,970,875
7	剰余金				
(1)	資本剰余金			0	
(2)	利益剰余金				
	イ 減債積立金		123,020		
	ロ 建設改良積立金		17,945		
	ハ 当年度未処分利益剰余金		<u>490,466</u>		
	利益剰余金合計			<u>631,431</u>	
	剰余金合計				<u>631,431</u>
	資本合計				<u>2,602,306</u>
	負債資本合計				<u><u>4,573,791</u></u>

令和8年度滑川市水道事業会計補正予算

収益的収支明細書

収益的収入

款 項	目	節	前 回 ま で の 既 決 予 定 額	今 回 の 補 正 予 定 額	合 計	付 記
1 水道事業収益			千円 455,855	千円 3,889	千円 459,744	
1 営 業 収 益			402,056	815	402,871	
	1 給 水 収 益		390,056	△33,000	357,056	
		水 道 料 金	390,056	△33,000	357,056	
	4 他 会 計 負 担 金		0	33,815	33,815	
		他 会 計 負 担 金	0	33,815	33,815	
2 営 業 外 収 益			53,799	3,074	56,873	
	4 雑 収 益		26,640	3,074	29,714	
		消 費 税 還 付 金	10,530	3,074	13,604	

収 益 的 支 出

款 項	目	節	前 回 ま で の 既 決 予 定 額	今 回 の 補 正 予 定 額	合 計	付 記
1 水道事業費用			千円 423,491	千円 815	千円 424,306	
1 営 業 費 用			395,855	815	396,670	
	4 総 係 費		63,987	815	64,802	
		備 消 品 費	1,065	100	1,165	
		委 託 料	28,942	715	29,657	

議案第23号

令和8年度滑川市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度滑川市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度滑川市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,460,906 千円	3,910 千円	1,464,816 千円
第1項 営業収益	529,714 千円	110 千円	529,824 千円
第2項 営業外収益	931,192 千円	3,800 千円	934,992 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,310,883 千円	110 千円	1,310,993 千円
第1項 営業費用	1,175,200 千円	110 千円	1,175,310 千円

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

令和8年度滑川市下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 下水道事業収益			1,460,906 千円	3,910 千円	1,464,816 千円	
	1 営 業 収 益		529,714	110	529,824	
		1 下 水 道 使 用 料	526,200	△ 41,700	484,500	
		2 他 会 計 負 担 金	3,424	41,810	45,234	
	2 営 業 外 収 益		931,192	3,800	934,992	
		5 雑 収 益	58	3,800	3,858	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 下水道事業費用			1,310,883 千円	110 千円	1,310,993 千円	
	1 営 業 費 用		1,175,200	110	1,175,310	
		3 総 係 費	53,331	110	53,441	

令和8年度滑川市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	153,823
減価償却費	838,901
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 228
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 25
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	224
長期前受金戻入額	△ 388,179
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	134,381
固定資産除却額	6,581
未収金の増減額 (△は増加)	△ 2,035
未払金の増減額 (△は減少)	△ 12,951
小計	<u>730,491</u>

利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 134,381
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>596,111</u>

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 976,001
無形固定資産の取得による支出	△ 18,428
国庫補助金による収入	542,924
県補助金による収入	0
受益者負担金 (分担金) による収入	7,727
工事負担金等による収入	262
未収金の増減額 (△は増加)	1,021
未払金の増減額 (△は減少)	146,728
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 295,767</u>

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	832,300
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 921,341
他会計からの出資による収入	58,529
未払金の増減額 (△は減少)	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 30,512</u>

4 資金増加額 (又は減少額) 269,832

5 資金期首残高 184,000

6 資金期末残高 453,832

令和8年度 滑川市下水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

資 産 の 部							
				千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産						
(1)	有 形 固 定 資 産						
	イ 地 物				220,702		
	ロ 建 築 物	663,966					
	ハ 減 価 却 累 計	<u>△ 195,297</u>			468,669		
	ニ 機 械 及 び 装 置	28,300,822					
	ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	<u>△ 6,263,929</u>			22,036,893		
	ヘ 減 価 却 累 計	2,933,875					
	有 形 固 定 資 産 合 計	<u>△ 855,299</u>			2,078,576		
	無 形 固 定 資 産	2,090					
	イ そ の 他 無 形 固 定 資 産	<u>△ 1,064</u>			1,026		
	無 形 固 定 資 産 合 計				<u>0</u>		
	固 定 資 産 合 計					24,805,866	
(2)	無 形 固 定 資 産 合 計				18,428		
	固 定 資 産 合 計					<u>18,428</u>	
	固 定 資 産 合 計						24,824,294
2	流 動 資 産						
(1)	現 金 預 金					453,832	
(2)	未 収 倒 引 当 金				107,252		
	流 動 資 産 合 計				<u>△ 1,297</u>	<u>105,955</u>	
	流 動 資 産 合 計						<u>559,787</u>
	流 動 資 産 合 計						<u>25,384,081</u>

負債の部				
	千円	千円	千円	千円
3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>10,715,753</u>		
企業債合計			<u>10,715,753</u>	10,715,753
固定負債合計				
4 流動負債				
(1) 一時借入金			0	
(2) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>977,949</u>		
企業債合計			977,949	
(3) 未払当			275,729	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		3,584		
ロ 法定福利費引当金		<u>717</u>		
引当金合計			<u>4,301</u>	
流動負債合計				1,257,979
5 繰延収益				
(1) 長期前受金			14,745,787	
繰延収益合計			<u>△ 3,386,412</u>	
繰延収益合計				<u>11,359,375</u>
				23,333,107
資本の部				
	千円	千円	千円	千円
6 資本金				1,243,133
7 剰余金				
(1) 資本金			110,351	
(2) 利益剰余金				
イ 建設改良積立金		543,667		
ロ 当年度未処分利益剰余金		<u>153,823</u>		
利益剰余金合計			<u>697,490</u>	
剰余金合計				<u>807,841</u>
資本金合計				<u>2,050,974</u>
負債資本合計				<u>25,384,081</u>

令和8年度滑川市下水道事業会計補正予算 収益的収支明細書

収 益 的 収 入

款 項	目	節	前 回 ま で の 既 決 予 定 額	今 回 の 補 正 予 定 額	合 計	付 記
1 下 水 道 事 業 収 益			千円 1,460,906	千円 3,910	千円 1,464,816	
1 営 業 収 益			529,714	110	529,824	
	1 下 水 道 使 用 料		526,200	△41,700	484,500	
		下 水 道 使 用 料	526,200	△41,700	484,500	
	2 他 会 計 負 担 金		3,424	41,810	45,234	
		他 会 計 負 担 金	3,424	41,810	45,234	
2 営 業 外 収 益			931,192	3,800	934,992	
	5 雑 収 益		58	3,800	3,858	
		消 費 税 等 還 付 金	0	3,800	3,800	

収 益 的 支 出

款 項	目	節	前 回 ま で の 既 決 予 定 額	今 回 の 補 正 予 定 額	合 計	付 記
1 下 水 道 事 業 費 用			千円 1,310,883	千円 110	千円 1,310,993	
1 営 業 費 用			1,175,200	110	1,175,310	
	3 総 係 費		53,331	110	53,441	
		備 消 品 費	546	50	596	
		通 信 運 搬 費	778	60	838	

議案第24号

滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年滑川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	滑川市重度心身障がい者等医療費助成条例（昭和58年滑川市条例第1号）による重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の住民基本台帳に記録されていない者（以下「住登外者」という。）に対し個人を識別するための番号を付与し、当該番号を付与された住登外者の宛名を管理するための情報システムの機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

4 教育委員会	滑川市妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和48年滑川市条例第24号）による妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	滑川市子ども医療費助成に関する条例（平成7年滑川市条例第3号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	滑川市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成5年滑川市条例第20号）によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	滑川市就学援助費事務取扱要領による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	滑川市重度心身障がい者等医療費助成条例による重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療保険関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外

		者宛名情報」という。) であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療保険関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		助産及び保護の実施等関係情報であって規則で定めるもの
		妊娠届出関係情報であって規則で定めるもの
		市営住宅関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	滑川市子ども医療費助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

	る事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	滑川市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	滑川市就学援助費事務取扱要領による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	滑川市重度心身障がい者等医療費助成条例による重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	児童手当関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定

			めるもの
3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	滑川市妊産婦医療費の助成に関する条例による妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	滑川市子ども医療費助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
			重度心身障がい者等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	滑川市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
			後期高齢者医療保険関係情報

			報であって規則で定めるもの
			重度心身障がい者等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	滑川市就学援助費事務取扱要領による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			国民年金関係情報であって規則で定めるもの
			国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように定める。

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(滑川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 滑川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年滑川市条例第
1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243
条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。
(滑川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 滑川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年滑川市条例
第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第26号

滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
滑川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市印鑑条例の一部を改正する条例

滑川市印鑑条例（昭和50年滑川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成28年滑川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第28号

滑川市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
滑川市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

滑川市子ども医療費助成に関する条例（平成7年滑川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、子どもが通学等のために市外に住所を有し、かつ、その保護者が滑川市に住所を有する場合は、当該保護者に対し、当該子どもが受ける医療に係る医療費の一部を助成することができる。

第6条第2号中「前条ただし書」を「第3条第2項又は前条ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滑川市子ども医療費助成に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第29号

滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

滑川市国民健康保険税条例（昭和29年滑川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「基礎控除後の総所得金額」を「基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について70円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第21条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について49円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

第21条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について35円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均

等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号キに規定する金額を減額した世帯 195円

イ 前項第 2 号キに規定する金額を減額した世帯 325円

ウ 前項第 3 号キに規定する金額を減額した世帯 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

第21条第 3 項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「第24条の30の 5」を「第24条の30の 6」に改め、同項に次の 3 号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 3 の規定により算定した所得割額の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 4 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 5 の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の 1 項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均

等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の滑川市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第30号

財産の無償譲渡及び無償貸付について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡すること及び無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和8年6月8日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

1 無償譲渡する財産

建物

(1) 所 在 滑川市中野島2410番地（旧屋内ゲートボール場）

構 造 重量鉄骨造り平屋建

床面積 999.97平方メートル

(2) 所 在 滑川市中野島2410番地（旧クラブハウス）

構 造 木造平屋建

床面積 159.55平方メートル

2 無償貸付する財産

土地

所 在 滑川市中野島2409番3、2410番、2413番、2414番、2415番1、
2417番1、2417番3、2418番1

地 目 宅地、雑種地

面 積 6,787.16平方メートル

3 無償譲渡及び無償貸付の目的

子育て世代向けの屋内遊戯施設及び地域交流施設として活用し、本市における子どもの居場所の充実と、子育てがしやすいまちとしてのブランディング及び地域活性化に資するものであり、広く市及び市民への便益が図られるため。

4 無償譲渡及び無償貸付の相手方

滑川市安田 200 番地 8

株式会社建工ホールディングス

代表取締役社長 酒井 洋

5 無償貸付の期間

議決の日の翌日から令和13年3月31日まで（議決の日の翌日が、滑川市の休日を定める条例（平成元年滑川市条例第2号）に定める休日である場合は、その翌日）

議案第31号

地方自治法第 179 条による専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

記

専決第 7 号 令和 7 年度滑川市一般会計補正予算（第 9 号）

専決第 8 号 滑川市税条例の一部を改正する条例の制定について

専決第 7 号

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次の会計の予算を専決して定める。

令和 8 年 3 月 31 日 専 決

滑川市長 水 野 達 夫

令和 7 年度滑川市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度滑川市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 272,809 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,060,411 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		5,148,906		5,148,906
	1 市 民 税	2,007,701		2,007,701
	2 固 定 資 産 税	2,819,770		2,819,770
	3 軽 自 動 車 税	115,262		115,262
	4 市 た ば こ 税	206,173		206,173
2 地 方 譲 与 税		107,300		107,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	27,000		27,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	75,000		75,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	5,300		5,300
3 利子割交付金		2,500		2,500
	1 利 子 割 交 付 金	2,500		2,500
4 配当割交付金		15,000		15,000
	1 配 当 割 交 付 金	15,000		15,000
5 株 式 等 譲 渡 所得割交付金		15,000		15,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,000		15,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		62,000		62,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	62,000		62,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		770,000		770,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	770,000		770,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		8,000		8,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	8,000		8,000
9 地方特例交付金		25,000		25,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	25,000		25,000
10 地 方 交 付 税		2,680,000	324,922	3,004,922
	1 地 方 交 付 税	2,680,000	324,922	3,004,922
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,000		3,000
	1 交通安全対策特別交付金	3,000		3,000

(単位：千円)

12 分担金及び負担金		27,854		27,854
	1 負担金	20,983		20,983
	2 分担金	6,871		6,871
13 使用料及び手数料		185,935		185,935
	1 使用料	160,174		160,174
	2 手数料	25,761		25,761
14 国庫支出金		3,080,611	21,824	3,102,435
	1 国庫負担金	1,889,420		1,889,420
	2 国庫補助金	1,183,043	21,824	1,204,867
	3 委託金	8,148		8,148
15 県支出金		1,374,991		1,374,991
	1 県負担金	748,293		748,293
	2 県補助金	518,634		518,634
	3 委託金	108,064		108,064
16 財産収入		17,580	11,561	29,141
	1 財産運用収入	5,570	11,561	17,131
	2 財産売却収入	12,010		12,010
17 寄附金		192,936	10,170	203,106
	1 寄附金	192,936	10,170	203,106
18 繰入金		1,141,196		1,141,196
	1 特別会計繰入金	6,763		6,763
	2 基金繰入金	1,134,433		1,134,433
19 繰越金		1,537,584		1,537,584
	1 繰越金	1,537,584		1,537,584
20 諸収入		384,709	332	385,041
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000		2,000
	2 市預金利子	1		1
	3 貸付金元利収入	249,519	332	249,851
	4 雑収入	133,189		133,189
21 市債		1,007,500	△96,000	911,500
	1 市債	1,007,500	△96,000	911,500
歳入合計		17,787,602	272,809	18,060,411

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		157,259		157,259
	1 議 会 費	157,259		157,259
2 総 務 費		3,377,363	362,607	3,739,970
	1 総 務 管 理 費	2,901,114	362,607	3,263,721
	2 徴 税 費	179,775		179,775
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	120,217		120,217
	4 選 挙 費	81,724		81,724
	5 統 計 調 査 費	21,940		21,940
	6 監 査 委 員 費	11,584		11,584
	7 バ ス 運 行 費	61,009		61,009
3 民 生 費		6,148,542	120	6,148,662
	1 社 会 福 祉 費	2,705,864	120	2,705,984
	2 児 童 福 祉 費	3,295,206		3,295,206
	3 生 活 保 護 費	147,472		147,472
4 衛 生 費		1,199,408		1,199,408
	1 保 健 衛 生 費	842,901		842,901
	2 清 掃 費	356,507		356,507
5 労 働 費		31,895		31,895
	1 労 働 諸 費	31,895		31,895
6 農 林 水 産 業 費		581,324	△31,000	550,324
	1 農 業 費	322,555		322,555
	2 農 地 費	155,869	△31,000	124,869
	3 林 業 費	30,199		30,199
	4 水 産 業 費	72,701		72,701
7 商 工 費		1,304,959		1,304,959
	1 商 工 費	1,304,959		1,304,959

(単位：千円)

8 土 木 費		1,854,095	△61,300	1,792,795
	1 土 木 管 理 費	70,638		70,638
	2 道 路 橋 梁 費	844,048	△61,300	782,748
	3 河 川 費	22,506		22,506
	4 都 市 計 画 費	858,600		858,600
	5 住 宅 費	58,303		58,303
9 消 防 費		496,488		496,488
	1 消 防 費	496,488		496,488
10 教 育 費		1,633,535	2,382	1,635,917
	1 教 育 総 務 費	450,114	2,332	452,446
	2 小 学 校 費	182,745		182,745
	3 中 学 校 費	478,201		478,201
	4 社 会 教 育 費	331,446	50	331,496
	5 保 健 体 育 費	191,029		191,029
11 公 債 費		926,036		926,036
	1 公 債 費	926,036		926,036
12 諸 支 出 金		23,464		23,464
	1 諸 費	23,464		23,464
13 予 備 費		20,000		20,000
	1 予 備 費	20,000		20,000
14 災 害 復 旧 費		33,234		33,234
	1 農林水産施設災害復旧費	33,234		33,234
歳 出 合 計		17,787,602	272,809	18,060,411

第2表 繰越明許費補正
変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7 商工費	1 商工費	観光行政推進事業費	843	116,213
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業費	4,653	6,591
8 土木費	2 道路橋梁費	道路老朽化対策等事業費	9,335	10,559

第3表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総 務 管 理 事 業	41,000	34,300
災 害 対 策 事 業	3,800	3,700
保 健 衛 生 事 業	2,200	2,000
労 働 施 設 整 備 事 業	3,200	3,000
農 村 施 設 整 備 事 業	13,400	13,300
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	42,800	20,300
商 工 事 業	29,500	25,000
観 光 施 設 整 備 事 業	256,600	252,800
道 路 橋 梁 事 業	269,200	238,100
河 川 整 備 事 業	18,500	17,500
公 園 緑 地 整 備 事 業	23,600	23,800
都 市 計 画 事 業	3,700	3,400
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	231,900	208,200
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	40,200	38,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	5,148,906		5,148,906
2 地方譲与税	107,300		107,300
3 利子割交付金	2,500		2,500
4 配当割交付金	15,000		15,000
5 株式等譲渡所得割交付金	15,000		15,000
6 法人事業税交付金	62,000		62,000
7 地方消費税交付金	770,000		770,000
8 環境性能割交付金	8,000		8,000
9 地方特例交付金	25,000		25,000
10 地方交付税	2,680,000	324,922	3,004,922
11 交通安全対策特別交付金	3,000		3,000
12 分担金及び負担金	27,854		27,854
13 使用料及び手数料	185,935		185,935
14 国庫支出金	3,080,611	21,824	3,102,435
15 県支出金	1,374,991		1,374,991
16 財産収入	17,580	11,561	29,141
17 寄附金	192,936	10,170	203,106
18 繰入金	1,141,196		1,141,196
19 繰越金	1,537,584		1,537,584
20 諸収入	384,709	332	385,041
21 市債	1,007,500	△96,000	911,500
歳入合計	17,787,602	272,809	18,060,411

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	157,259		157,259				
2 総務費	3,377,363	362,607	3,739,970	△6,270	△6,800	19,561	356,116
3 民生費	6,148,542	120	6,148,662			120	
4 衛生費	1,199,408		1,199,408		△200		200
5 労働費	31,895		31,895		△200		200
6 農林水産業費	581,324	△31,000	550,324		△22,600		△8,400
7 商工費	1,304,959		1,304,959		△8,300		8,300
8 土木費	1,854,095	△61,300	1,792,795	△10,031	△32,200		△19,069
9 消防費	496,488		496,488				
10 教育費	1,633,535	2,382	1,635,917	38,125	△25,700	2,382	△12,425
11 公債費	926,036		926,036				
12 諸支出金	23,464		23,464				
13 予備費	20,000		20,000				
14 災害復旧費	33,234		33,234				
歳 出 合 計	17,787,602	272,809	18,060,411	21,824	△96,000	22,063	324,922

2. 歳入

第 10 款 地方交付税 第 1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	2,680,000	324,922	3,004,922	1 普通交付税	182,770	1 普通交付税 182,770
				2 特別交付税	142,152	1 特別交付税 142,152
計	2,680,000	324,922	3,004,922			

第 14 款 国庫支出金 第 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	652,116	△6,270	645,846	1 総務管理費補助金	△6,270	1 デジタル基盤改革支援補助金 △6,270
6 土木費国庫補助金	175,581	△10,031	165,550	1 道路橋梁費補助金	△10,031	1 社会資本整備総合交付金（通学路安全対策事業費） △14,397
						2 社会資本整備総合交付金（道路老朽化対策等事業費） △25,800
						4 社会資本整備総合交付金（除雪） 11,166
						5 臨時市町村道除雪事業費 19,000
7 教育費国庫補助金	74,677	38,125	112,802	3 中学校費補助金	38,125	2 空調設備整備臨時特例交付金 38,125
計	1,183,043	21,824	1,204,867			

第 16 款 財産収入 第 1 項 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	4,033	11,561	15,594	1 利子及び配当金	11,561	2 財政調整基金利子 3,070 3 減債基金利子 3,405 4 公共施設整備基金利子 3,182 6 文化会館建設基金利子 1,904
計	5,570	11,561	17,131			

第 17 款 寄附金 第 1 項 寄附金

1 民生費寄附金	1,205	120	1,325	1 社会福祉費寄附金	120	1 社会福祉費寄附金 120
2 教育費寄附金	610	2,050	2,660	2 社会教育費寄附金	50	1 社会教育費寄附金 50
				3 教育総務費寄附金	2,000	1 教育総務費寄附金 2,000
3 総務費寄附金	190,821	8,000	198,821	1 総務管理費寄附金	8,000	1 総務管理費寄附金 3,000
						2 ふるさと滑川応援寄附金 5,000
計	192,936	10,170	203,106			

第 20 款 諸収入 第 3 項 貸付金元利収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 貸付金元利収入	249,519	332	249,851	1 貸付金元利収入	332	9 奨学資金 332
計	249,519	332	249,851			

第 21 款 市債 第 1 項 市債

1 総務債	44,800	△6,800	38,000	1 総務管理事業債	△6,700	1 市庁舎等整備事業費 △1,300 2 コンピュータ管理運営費 △5,300 3 滑川イノベーション推進事業費 △100
				2 災害対策事業債	△100	1 防災行政無線施設整備費 △100
2 衛生債	3,900	△200	3,700	1 保健衛生事業債	△200	1 市民健康センター整備費 △200
3 労働債	3,200	△200	3,000	1 労働施設整備事業債	△200	1 サン・アビリティーズ滑川整備事業費 △200
4 農林水産業債	67,700	△22,600	45,100	1 農村施設整備事業債	△100	1 農村環境改善センター整備事業費 △100
				2 農業生産基盤整備事業債	△22,500	1 農業競争力強化農地整備事業費 △22,500
5 商工債	286,100	△8,300	277,800	1 商工事業債	△4,500	2 市民交流プラザ整備事業費 △4,500

第 21 款 市債 第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2 観光施設整備事業債	△3,800	1 観光施設整備事業費 △3,800
6 土木債	321,000	△32,200	288,800	1 道路橋梁事業債	△31,100	1 道路防災対策事業費 △500 2 橋梁長寿命化事業費 △2,300 3 交通安全施設整備費 △100 4 通学路安全対策事業費 △10,300 5 道路老朽化対策等事業費 △17,900
				2 河川整備事業債	△1,000	2 河川管理費 △1,000
				3 公園緑地整備事業債	200	3 公園管理費 200
				4 都市計画事業債	△300	1 中滑川複合施設管理費 △300
7 教育債	272,100	△25,700	246,400	1 義務教育施設整備事業債	△23,700	1 中学校営繕費 △100 2 中学校空調設備整備事業費 △23,600
				2 社会教育施設整備事業債	△2,000	1 地区公民館整備費 △300 2 図書館管理費 △400

第 21 款 市債 第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						3 博物館管理費 △1,200
						4 青志会館管理運営費 △100
計	1,007,500	△96,000	911,500			

3. 歳出

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
3 財政管理費	1, 071, 119	406, 933	1, 478, 052	24 積立金	406, 933	2 財政調整基金 積立金	3, 070			財産収入 3, 070		
						3 減債基金積立 金	3, 405			財産収入 3, 405		
						4 公共施設整備 基金積立金	400, 458			財産収入 3, 182	397, 276	
						計	406, 933			9, 657	397, 276	
5 財産管理費	76, 537	0	76, 537			1 市有財産維持 管理費	0		地方債 △1, 300		1, 300	財源更正
6 企画調整費	222, 603	59, 904	282, 507	24 積立金	59, 904	14 文化会館建設 基金積立金	54, 904			寄附金 3, 000 財産収入 1, 904	50, 000	
						15 企業版ふるさ と納税基金積 立金	5, 000			寄附金 5, 000		
						計	59, 904			9, 904	50, 000	
7 情報管理費	501, 772	△104, 230	397, 542	11 役務費	△45, 950	2 コンピュータ 管理運営費	△104, 230	国庫支出金 △6, 270	地方債 △5, 300		△92, 660	事業費の確定による

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
				12 委託料	△58, 280	3 滑川イノベーション推進事業費	0		地方債 △100		100	財源更正
						計	△104, 230	△6, 270	△5, 400		△92, 560	
10 災害対策費	59, 640	0	59, 640			4 防災行政無線施設整備費	0		地方債 △100		100	財源更正
計	2, 901, 114	362, 607	3, 263, 721				362, 607	△6, 270	△6, 800	19, 561	356, 116	

第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	402, 592	120	402, 712	24 積立金	120	10 福祉のまちづくり事業基金積立金	120			寄附金 120		
計	2, 705, 864	120	2, 705, 984				120			120		

第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費

3 市民健康センター費	103, 335	0	103, 335			2 市民健康センター運営費	0		地方債 △200		200	財源更正
計	842, 901	0	842, 901				0		△200		200	

第 5 款 労働費 第 1 項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 労働諸費	31, 895	0	31, 895			4 サン・アビリティーズ滑川 管理運営費	0		地方債 △200		200	財源更正
計	31, 895	0	31, 895				0		△200		200	

第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費

2 農業総務費	79,171	0	79,171			3 農村環境改善 センター運営 費	0		地方債 △100		100	財源更正
計	322,555	0	322,555				0		△100		100	

第 6 款 農林水産業費 第 2 項 農地費

1 農地費	90,634	△31,000	59,634	18 負担金、補助及 び交付金	△31,000	2 土地改良対策 事業費	△31,000		地方債 △22,500		△8,500	事業費の確定による
計	155,869	△31,000	124,869				△31,000		△22,500		△8,500	

第 7 款 商工費 第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 商業振興費	531,418	0	531,418			5 市民交流プラ ザ管理運営費	0		地方債 △4,500		4,500	財源更正
5 観光費	341,200	0	341,200			1 観光行政推進 事業費	0		地方債 △3,800		3,800	財源更正
計	1,304,959	0	1,304,959				0		△8,300		8,300	

第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費

2 道路橋梁維持費	533,369	0	533,369			1 道路補修費	0		地方債 △500		500	財源更正
						3 除雪対策事業 費	0	国庫支出金 30,166			△30,166	補助金の内示に伴う財源更正
						7 橋梁長寿命化 事業費	0		地方債 △2,300		2,300	財源更正
						計	0	30,166	△2,800		△27,366	
3 交通安全施設費	58,200	0	58,200			1 交通安全施設 整備費	0		地方債 △100		100	財源更正
4 道路橋梁新設改 良費	242,052	△61,300	180,752	14 工事請負費	△25,080	2 通学路安全対 策事業費	△25,500	国庫支出金 △14,397	地方債 △10,300		△803	事業費の確定による

第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
				16 公有財産購入費 21 補償、補填及び 賠償金	△15,220 △21,000	3 道路老朽化対 策等事業費	△35,800	国庫支出金 △25,800	地方債 △17,900		7,900	事業費の確定による
						計	△61,300	△40,197	△28,200		7,097	
計	844,048	△61,300	782,748				△61,300	△10,031	△31,100		△20,169	

第 8 款 土木費 第 3 項 河川費

1 河川費	22,506	0	22,506			1 河川管理費	0		地方債 △1,000		1,000	財源更正
計	22,506	0	22,506				0		△1,000		1,000	

第 8 款 土木費 第 4 項 都市計画費

1 都市計画総務費	101,211	0	101,211			4 中滑川複合施 設管理運営費	0		地方債 △300		300	財源更正
2 公園費	208,278	0	208,278			2 公園管理費	0		地方債 200		△200	財源更正
計	858,600	0	858,600				0		△100		100	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 事務局費	155, 809	2, 332	158, 141	24 積立金	2, 332	10 奨学事業基金 積立金	2, 332			寄附金 2, 000 諸収入 332		
計	450, 114	2, 332	452, 446				2, 332			2, 332		

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

3 学校建設費	372, 240	0	372, 240			1 中学校営繕費	0		地方債 △100		100	財源更正
						2 中学校空調設備整備事業費	0	国庫支出金 38, 125	地方債 △23, 600		△14, 525	補助金の内示に伴う財源更正
						計	0	38, 125	△23, 700		△14, 425	
計	478, 201	0	478, 201				0	38, 125	△23, 700		△14, 425	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

1 社会教育総務費	59, 358	50	59, 408	24 積立金	50	15 社会教育振興 基金積立金	50			寄附金 50		
2 公民館費	63, 284	0	63, 284			7 地区公民館整備費	0		地方債 △300		300	財源更正

第 10 款 教育費 第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
3 図書館費	104,420	0	104,420			2 図書館管理費	0		地方債 △400		400	財源更正
4 博物館費	86,845	0	86,845			2 博物館管理費	0		地方債 △1,200		1,200	財源更正
5 社会教育施設費	17,539	0	17,539			1 青志会館管理 運営費	0		地方債 △100		100	財源更正
計	331,446	50	331,496				50		△2,000	50	2,000	

専決第 8 号

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、滑川市税条例の一部を改正する条例を専決して、次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市条例第 9 号

滑川市税条例の一部を改正する条例

滑川市税条例（昭和 35 年滑川市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同項第 3 号中「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第53条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障がい者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第48条の 9 の 7 の 3」を「第48条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障がい者又はその他の障がい者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦

又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「及び」を「又は」に、「なすべき」を「なるべき」に改め、「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別

割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の5第1項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条第2項中「附則第5条の6第2項」を「第4項」に改める。

附則第7条の8中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条

第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第21項を第18項とし、第22項を第19項とし、同条に次の1項を加える。

20 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に

規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別
附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないもの

とみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若

しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の5第2項の改正規定、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の滑川市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の滑川市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の滑川市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供

した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の滑川市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(滑川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 滑川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年滑川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第 3 号

地方自治法第 180 条による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

記

専決第 6 号 損害賠償請求に係る和解に関する件

専決第 9 号 損害賠償請求に係る和解に関する件

専決第 6 号

損害賠償請求に係る和解に関する件

坪川保育所における車両損害事故に係る損害賠償請求について、次のとおり和解によって損害賠償の額を定める。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定により専決する。

令和 8 年 2 月 25 日

滑川市長 水 野 達 夫

記

- | | | |
|---|--------------|------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 189,761 円 |
| 2 | 和解及び損害賠償の相手方 | 滑川市 * * * *
* * * * |

専決第 9 号

損害賠償請求に係る和解に関する件

自動車事故に係る損害賠償請求について、次のとおり和解によって損害賠償の額を定める。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定により専決する。

令和 8 年 5 月 14 日

滑川市長 水 野 達 夫

記

- | | | |
|---|--------------|---------|
| 1 | 損害賠償の額 | 69,575円 |
| 2 | 和解及び損害賠償の相手方 | 滑川市**** |
| | | **** |

報告第4号

令和7年度滑川市繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額 (円)	翌年度繰越額 (円)	左の財源内訳		
					既収入特定財源 (円)	未収入特定財源 (円)	一般財源 (円)
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対策生活支援事業費	141,948,000	112,238,000		国補 112,238,000	0
2 総務費	1 総務管理費	S D G s 推進事業費	8,143,000	8,143,000		国補 4,016,000	4,127,000
2 総務費	1 総務管理費	官民連携・実証促進事業費	564,000	564,000		国補 282,000	282,000
2 総務費	1 総務管理費	コンピュータ管理運営費	124,000,000	124,000,000		国補 86,253,000 地方債 9,100,000	28,647,000
2 総務費	1 総務管理費	滑川イノベーション推進事業費	12,000,000	12,000,000		国補 6,000,000	6,000,000
2 総務費	1 総務管理費	防災対策推進費	38,500,000	38,500,000		国補 19,250,000	19,250,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録事務費	7,403,000	7,403,000		国補 7,403,000	0
2 総務費	7 バス運行費	コミュニティバス運行費	118,000	118,000		国補 58,000	60,000
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立支援事務費	4,094,000	4,094,000		国補 2,047,000	2,047,000
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設等整備費補助金	10,123,000	10,123,000		国補 9,308,000	815,000
3 民生費	2 児童福祉費	保育所等施設整備補助金	58,885,000	42,871,000		国補 13,790,000 県補 13,790,000	15,291,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	102,080,000	6,303,000		国補 6,303,000	0
3 民生費	3 生活保護費	生活保護事務費	534,000	534,000		国補 534,000	0
4 衛生費	1 保健衛生費	診療所開業等支援事業費	120,000,000	120,000,000			120,000,000
4 衛生費	1 保健衛生費	火葬場管理運営費	1,925,000	1,925,000		地方債 1,700,000	225,000
6 農林水産業費	2 農地費	土地改良対策事業費	11,000,000	11,000,000		地方債 10,000,000	1,000,000
6 農林水産業費	3 林業費	治山事業費	12,000,000	12,000,000		県補 6,000,000 地方債 6,000,000	0
6 農林水産業費	4 水産業費	漁港管理費	12,391,000	12,089,000		地方債 9,600,000	2,489,000

－報4－2－

款	項	事業名	金額 (円)	翌年度繰越額 (円)	左の財源内訳		
					既収入特定財源 (円)	未収入特定財源 (円)	一般財源 (円)
7 商 工 費	1 商 工 費	市民交流プラザ管理運営費	9,086,000	9,086,000		繰入金 9,086,000	0
7 商 工 費	1 商 工 費	観光行政推進事業費	116,213,000	116,213,000		国 補 421,000 地方債 103,800,000 繰入金 11,570,000	422,000
7 商 工 費	1 商 工 費	深層水分水施設設備充実費	185,790,000	185,790,000		国 補 90,200,000 地方債 81,100,000	14,490,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	除雪対策事業費	72,000,000	72,000,000		地方債 72,000,000	0
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	橋梁長寿命化事業費	6,591,000	6,591,000		国 補 3,625,000	2,966,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	道路老朽化対策等事業費	10,559,000	10,559,000		国 補 6,335,000 地方債 3,800,000	424,000
8 土 木 費	3 河 川 費	河川改良費	15,000,000	15,000,000		地方債 13,500,000	1,500,000
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	都市計画事務費	550,000	550,000		国 補 275,000	275,000
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	民間宅地開発事業補助金	4,787,000	4,787,000			4,787,000
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校空調設備整備事業費	363,770,000	349,470,000		国 補 106,923,000 地方債 202,600,000	39,947,000
14 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農地農業用施設災害復旧費	33,234,000	26,757,000		県 補 12,256,000 地方債 8,700,000 分担金 4,832,000	969,000

令和8年6月8日 提 出

滑 川 市 長 水 野 達 夫

令和7年度滑川市事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出負担	左の内訳		支出負担	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
			行為額	支出済額	支出未済額	行為予定額		既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
			(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
14 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川水路災害復旧費	28,910,000		28,910,000	10,090,000	39,000,000		県補 26,000,000 地方債 13,000,000	0	普通河川有金川河川災害復旧工事に際し、地元との調整に不測の日数を生じたため

令和8年6月8日 提出

滑川市長 水野達夫

令和 7 年度滑 川 市 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						企業債	国庫補助金	県補助金	負担金等	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水施設拡張費	円 235,799,000	円	円 235,799,000	円 71,500,000	円	円	円	円 164,299,000	円	円	

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						企業債	国庫補助金		負担金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
1 水道事業費用	1 営業費用	総 係 費	円 4,180,000	円 1,465,000	円 2,715,000	円	円	円	円	円 2,715,000	円	円	

令和 8 年 6 月 8 日 提 出

滑 川 市 長 水 野 達 夫

令和 7 年度滑川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						企業債	国庫補助金	県補助金	負担金等	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設改良費	円 1,400,000	円	円 1,400,000	円	円	円	円 1,400,000	円	円	円	
		施設建設改良費	円 151,048,000	円	円 151,048,000	円 70,100,000	円 80,850,000	円	円 98,000	円	円	円	

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						企業債	国庫補助金		負担金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
1 下水道事業費用	1 営業費用	総 係 費	円 1,320,000	円 977,000	円 343,000	円	円	円	円	円 343,000	円	円	

令和 8 年 6 月 8 日 提 出

滑川市長 水野達夫